

年金給付一覧

国民年金からの給付

老齢基礎年金

次の資格期間を満たした人に65歳から支給。

- ① 公的年金加入期間が25年以上ある人
 - ② 昭和5年4月1日以前生まれで公的年金加入期間が24年～21年ある人
 - ③ 昭和31年4月1日以前生まれで厚生年金保険の被保険者期間が24年～20年ある人 など
- ※ 公的年金加入期間には、国民年金の保険料納付済期間のほか、厚生年金保険の被保険者期間、カラ期間などを含む。
- ※ 付加保険料納付済期間のある場合には、付加年金が加算される。

年をとったとき(老齢給付)

障害基礎年金

初診日前に国民年金の保険料納付済期間(第2号・第3号被保険者期間などを含む)・免除期間が加入期間の3分の2以上ある被保険者(であった人)が、次のいずれかに該当する場合に支給。

- ① 加入中の病気・けがで1級または2級の障害者になったとき
- ② 60歳から65歳前の病気・けがで1級または2級の障害者になったとき

障害者になったとき(障害給付)

遺族基礎年金

死亡日前に国民年金の保険料納付済期間(第2号・第3号被保険者期間などを含む)・免除期間が加入期間の3分の2以上ある被保険者や老齢基礎年金の資格期間を満たした人が死亡したときに、次の遺族に支給。

- ① 子のある妻
- ② 子

※ 上記のほかに、第1号被保険者だけを対象に支給される寡婦年金・死亡一時金がある。

死したとき(遺族給付)

厚生年金保険からの給付

老齢厚生年金(65歳から)

厚生年金保険に加入した人が、65歳から老齢基礎年金をうけるとき、上乘せするかたちで支給。

※ 70歳未満で在職中(被保険者)の場合は、年金額と標準報酬月額に応じ一部または全額支給停止(平成14年4月から)。

60歳台前半の老齢厚生年金(65歳になるまで)

男子昭和36年4月1日・女子昭和41年4月1日以前生まれで、厚生年金保険の被保険者期間が1年以上あり、老齢基礎年金の資格期間を満たしている人に、60歳～64歳から65歳になるまで支給。

※ 女子と坑内員・船員には、生年月日に応じた55歳～59歳支給開始の特例あり。

※ 在職中(被保険者)の場合は、年金額と標準報酬に応じ一部または全額支給停止。

※ 雇用保険からの給付がある場合は、全額または一部支給停止。

障害厚生年金

厚生年金保険の被保険者期間中に初診日のある傷病で、障害基礎年金に該当する障害が生じたときに、障害基礎年金に上乘せするかたちで支給。

※ 障害基礎年金に該当しないが一定以上の障害がある場合は、厚生年金保険独自の障害厚生年金(3級)・障害手当金を支給(この場合には、障害基礎年金は支給されない)。

遺族厚生年金

厚生年金保険の被保険者期間中に死亡するか、被保険者期間中に初診日のある傷病がもとで初診日から5年以内に死亡したとき、1級・2級の障害厚生年金をうけられる人・老齢厚生年金の資格期間を満たした人が死亡したとき、次のいずれかの遺族に支給。

- ① 遺族基礎年金の対象となる遺族

- ② 子のない妻

- ③ 55歳以上の夫・父母・祖父母または孫

※ ①の遺族がない場合、②③の遺族に遺族厚生年金のみが支給。

注 遺族給付の支給対象となる子・孫とは、①18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある(18歳到達年度の末日までの)子・孫、または②20歳未満で1級・2級に該当する障害の状態にある子・孫をさします。老齢厚生年金の加給年金額、障害基礎年金・遺族基礎年金の子の加算額の対象となる子も同様です。

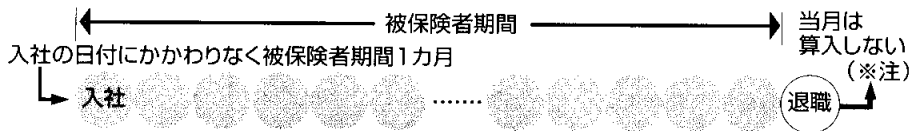
●……3種類の給付それぞれに基礎年金と厚生年金

年金給付には、高齢になったときの老齢給付、病気やけがで障害が残ったときの障害給付、死亡後に遺族がうける遺族給付があります。

厚生年金保険の被保険者だった人は、条件を満たせば、国民年金から基礎年金が、厚生年金保険からは在職中の給料に応じた厚生年金がうけられます。このほか、厚生年金保険には60歳台前半の老齢厚生年金などの、独自の給付があります。

●……厚生年金保険の被保険者期間は月単位

被保険者期間は、被保険者資格の取得月から喪失月の前月までを月単位で数えます。取得日が何日であろうと、その月は1カ月とします。喪失日（退職等の翌日または65歳に達した日）の属する月は算入しません。



※注 月の末日退職は翌月1日の資格喪失 → この場合に限り、退職月を算入。

なお、旧JR・JT・NTT共済組合の組合員期間（脱退・退職一時金をうけた期間は原則として除く）は、厚生年金保険の被保険者期間とみなされます。

●……年金額の自動物価スライド

年金額は、少なくとも5年に一度行われる財政再計算期ごとに、法律改正で見直しが行われます。また、この間に、物価上昇による年金額の実質価値の低下があった場合には、これを埋め合わせるしくみとして、年（暦年）平均の全国消費者物価指数（総務庁）の変動率に応じて、翌年の4月から自動的に年金額を改定する完全自動物価スライド制が導入されています。物価スライドの対象となるのは、現在および旧制度の給付のすべての年金額・加算額で、一時金や付加年金（国民年金）は対象になりません。

平成12年法改正による年金額の改定は、平成12年4月から実施されました（平成12年度の物価スライドは特例法により行われたい）が、平成13年以降は、平成10年の年平均の全国消費者物価指数（スライドが実施された場合は、その前年の年平均の全国消費者物価指数）を基準にして、物価が変動した年の翌年の4月から物価スライドが実施されます。

●……年金の支払いは年6回、偶数月に

年金の支給期間は、支給事由の生じた日の属する月の翌月から、権利の消滅した日の属する月までです。この間、年6回にわけて、偶数月ごとに前の2カ月分ずつが支払われます。

